原判決のうち被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役八月に処する。 この裁判が確定した日から二年間右刑の執行を猶予する。

押収にからる杉角柱材二七二本(約四五石)及び杉板四一二枚(約六 石)を没収する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

玾 曲

弁護人宮下輝雄の控訴趣意は、同弁護人が差し出した控訴趣意書に記載したとお りであつて、被告人に対する原判決の主刑の量定が不当に重過ぎるというのである が、記録に現われた一切の事情を綜合して勘案すると、原判決の主刑の量定は必ず しも不当に重すぎるとは思われないので、論旨は理由がない。

次に、職権で調査するに、原判決はその挙示の証拠によつて、被告人は、原審相 被告人A、同Bと共に、昭和二五年一一月三日頃、鹿児島市a町Cで、Dと会合の 上、Dにおいて五十万円を出資し、被告人においてこれを資金として木材を北緯三 〇度以南の南西諸島に密輸出して物々交換又は売買の方法によつて非鉄金属類三〇 噸以上を入手して密輸入の上売却し、右A及びBにおいて右行為に協力し、利益は 右四人で分配すること等を相謀り、右謀議に基いて、被告人において、翌四日頃、 同所で、Dより五十万円の交付を受けた上、右金員をもつて、同月一二日頃、宮崎 県南那珂郡b町cの製材業E方で、同人より杉材二〇〇石を代金二十一万円で買付の契約をし、内渡の杉材約五一石を右E方工場に集貨し、自己が傭船したF丸(約五〇噸)の船長Gに対し木材積載のため鹿児島港より廻航方を命じて同月二〇日早 朝宮崎県日南市油津港に廻航させ、右Bにおいて、被告人に同行して木材買付に協 カし、Aにおいて、木材積載のための右F丸の油津廻航に同乗し、もつて、被告人 は、右A、B、D等と共謀して、免許を受けないで右木材の輸出等をする目的でその予備をしたものであるという事実を認定し、関税法第八三条を適用して右集貨し た木材約五一右のほか石F丸をも没収していることは判文上明らかである。

〈要旨〉しかしながら、右のように無免許輸出をする目的で輸出向貨物を集貨し且 輸出の用に供するための船舶を準</要旨>備して無免許輸出の予備をした場合における右船舶は、右予備罪の用に供したものではなくして、一面において右予備罪を組 成したものであると共に他面無免許輸出の用に供しようとしたものであると解する のが相当である。しかして、関税法第八三条第一項は刑法第一九条第一項と趣を異 にし、没収の対象となる船舶を同条項所定の犯罪につきその犯罪行為の用に供した ものに限定し、右のような無免許輸出の予備罪を組成した船舶や無免許輸出の用に 供しようとした船舶まで没収の対象としていないことは同条項の解釈上疑を入れな いところである。そうだとすると、本件F丸が右関税法第八三条第一項の没収の対象とならないことは明らかであるから、原判決が右関税法の規定を適用して右船舶を没収したのは不当に法律を適用して没収刑を科した違法があるに帰するのであった。 て、しかも右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決はこの点 で破棄を免れない。

右の理由であるから、刑事訴訟法第三九七条、第四〇〇条但書によつて、原判決 を破棄し、当審において被告事件につき更に次のとおり判決する。

判が確定した日から二年間右刑の執行を猶予し、押収にかゝる主文第四項記載の物 件は本件犯罪に係る貨物であつて、犯人の所有に係るものであるから、関税法第八 三条第一項によつて、これを没収し、なお刑事訴訟法第一八一条第一項によつて、 訴訟費用の全部を被告人に負担させることとする。

よって、主文のとおり判決をする。

(裁判長判事 竹中義郎 判事 二見虎雄 判事 斎藤格之助)